

世田谷区都市整備方針「都市整備の基本方針」（素案）～概要版～

序章 はじめに

○位置づけ・体系

都市整備方針は、世田谷区街づくり条例を根拠とし、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、本区の長期的な視点にたった都市づくり・街づくりの総合的な基本方針です。

○計画期間について

都市整備方針の計画期間は、基本構想に即し平成26年度から概ね20年とします。

第1章 世田谷区の現状と街づくりの課題

○世田谷区の概況

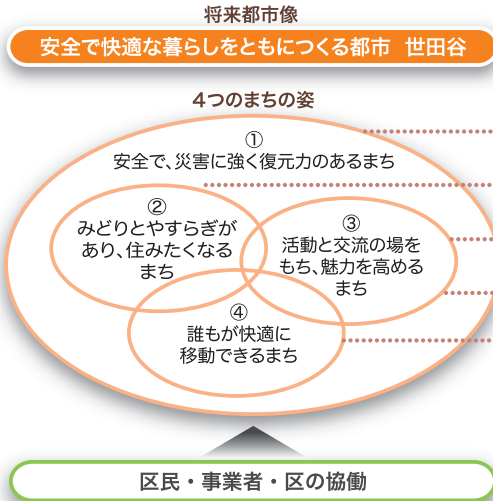
- ・面積：58.08km²
- ・人口：約86万人
- ・世帯数：約45万世帯
- ・平均世帯人員：1.92人/世帯（平成25年1月現在）
- ・土地利用：用途地域の約90%が住居系

○街づくりの主な課題と対応

- (1) 人口構造の変化への対応
- (2) 災害への備えと安全・安心な暮らしの確保
- (3) 良好な住環境の維持・向上
- (4) みどりのみずの保全・創出と環境との共生
- (5) 区民がいきいきと活動・交流する場づくり
- (6) 世田谷らしい風景・都市の魅力づくり
- (7) 誰もが移動しやすい道路・交通ネットワークの充実
- (8) 様々な領域と連携した総合的な街づくりの推進
- (9) 区民主体の街づくりの充実

第2章 目標とする都市の姿

都市づくりビジョン



第3章 将来目標を実現するためのテーマ別方針

将来目標を実現するため、区民の生活像を重視する観点から、5つのテーマ別方針を設定します。

- I. 安全で災害に強いまちをつくる**
 - (1) 震災に強いまちとする
 - (2) 震災後のすみやかな復旧・復興に取り組む
 - (3) 水害や土砂災害を抑制する
 - (4) 日常の安全・安心を確保する
 - (5) 都市基盤を維持・更新する
- II. みどり豊かで住みやすいまちをつくる**
 - (1) みどりのみずを保全し、再生・創出する
 - (2) より住みやすい住環境を確保する
 - (3) 誰もが住める住まいを確保する
 - (4) 環境に配慮し豊かに暮らし続ける
 - (5) 健康に暮らし続ける
- III. 活動・交流の拠点をもつまちをつくる**
 - (1) 活力ある広域生活拠点とする
 - (2) 活力ある地域生活拠点とする
 - (3) 身近に活動・交流の場をつくる
 - (4) 活力ある産業環境とする
- IV. 地域資源の魅力を高めるまちをつくる**
 - (1) 世田谷区が誇る自然資源の魅力を高める
 - (2) 風景の魅力を高める
 - (3) 地域資源を有効活用する
- V. 誰もが快適に移動できるまちをつくる**
 - (1) 公共交通の安全性・利便性や快適性を高める
 - (2) 歩行者や自転車利用者の安全性と快適性を高める
 - (3) 各拠点や施設をつなぐ
 - (4) 円滑な自動車交通を確保する
 - (5) 交通環境の質を高める

都市づくりの骨格プラン



都市としての基本的な骨組みとして「生活拠点」、「新たな機能を持つ拠点等」、「都市軸」、「みどりの拠点」および「水と緑の風景軸」を示します。

土地利用構想



大都市東京の中で、基本的に「住宅都市」であることから、区民が安心して住み続けられる市街地をめざすことを原則とし、商業・業務などの立地を住宅地との調和に配慮しながら適切に誘導する土地利用構想を示します。

都市施設配置構想



都市づくりの骨格プランを具体化し、将来的に配置していくべき道路・公園・防災施設等を骨格防災軸や主要延焼遮断帯など防災上の役割を重ね合わせて示します。

第4章 街づくりを実現するための方策

○区民主体の街づくり

- (1) 協働の街づくりを進める

区民主体の街づくりを実現するため、区民と事業者と区の責務を明確化するとともに、区民・事業者・区の協働の街づくりを進めます。
- (2) 区民主体の街づくりを進める

子供・若者から、すべての区民が街づくりに関心を持ち、一人ひとりが街づくりの担い手となる区民主体の街づくりを実現します。
- (3) 事業者と適切に連携する

○総合的な街づくり行政の推進

- (1) 戦略的かつ効果的に進める
- (2) 執行能力を高める
- (3) 様々な領域との連携を図る
- (4) 施策の進捗を管理する